

勝山市地域安全克雪方針



令和5年3月
令和7年3月

勝山市

目 次

序章 勝山市地域安全克雪方針策定にあたって	1
序-1. 計画の目的	1
序-2. 計画の位置付け	1
序-3. 上位・関連計画の整理	2
第1章 雪対策の現状等	11
1-1. 勝山市の概況	11
1-2. 人口	13
1-3. 雪に関する現状	17
1-4. 将来の見込み	29
第2章 克雪に関する市民意識調査等	31
2-1. アンケート調査	31
2-2. 意見交換会	39
第3章 克雪に向けた取り組み課題	40
3-1. 課題の整理	40
第4章 地域安全克雪方針	41
4-1. 将来像	41
4-2. 基本方針	42
第5章 地域安全克雪に向けた取り組み	43
5-1. 雪下ろしに関するルールの検討	43
5-2. 安全克雪事業の検討	47
5-3. 事業の実施主体及び実施スケジュールの検討	59
5-4. 評価指標の検討	61
第6章 実現方策	62
6-1. 総合的な克雪対策の推進	62

序章. 勝山市地域安全克雪方針策定にあたって

序－１．計画の目的

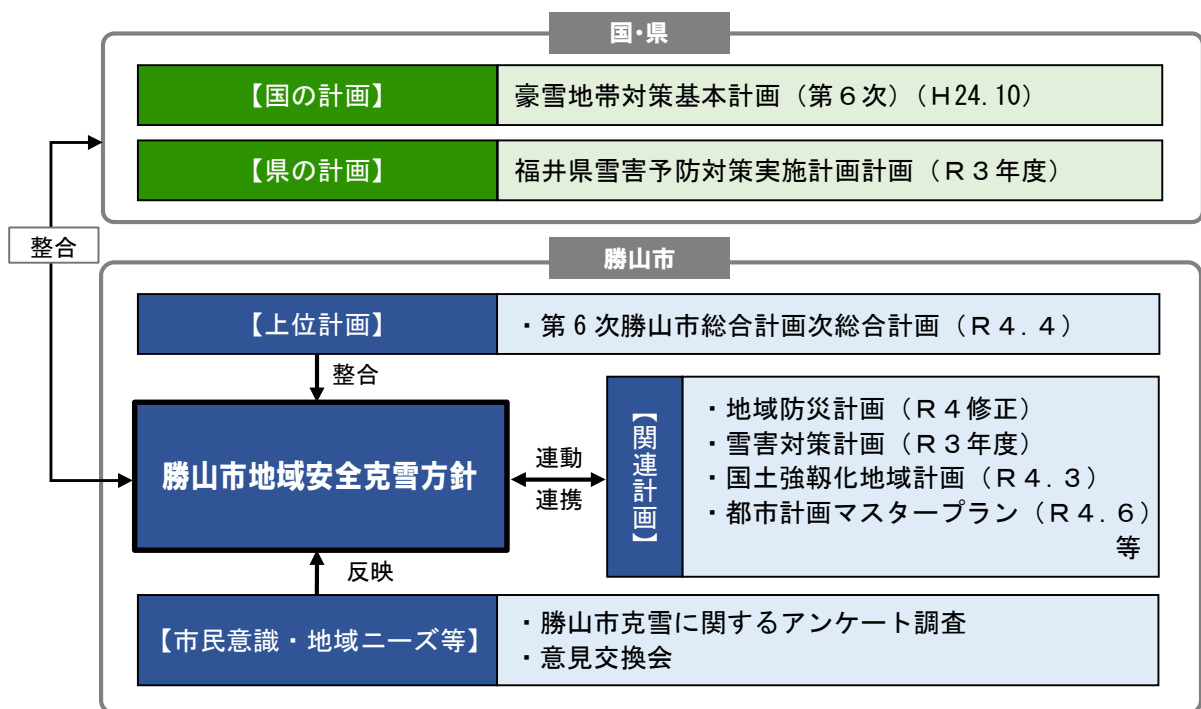
勝山市では、少子高齢化や核家族化といった社会構造の変化を踏まえ、克雪の方針を定め、行政自らが実施する克雪対策、行政による地域コミュニティや各世帯に対する支援を行うとともに、利雪及び親雪の取り組みを進めるために、平成26年3月に「勝山市総合克雪・利雪・親雪計画」を策定しました。

令和4年には上位計画である「第6次勝山市総合計画」が策定されたほか、令和3年豪雪の被害を踏まえ、「令和三年豪雪の対応と今後の対策」をまとめるなど、豪雪地帯としての大雪への対策が必要不可欠であり、自立的で安全な地域を実現するための将来構想を地域ぐるみで設定し、その達成のための地域のルールや各主体の取り組みを定める地域安全克雪方針を策定することを目的とします。

序－２．計画の位置付け

本計画は、国の「豪雪地帯対策基本計画」や県の「福井県雪害予防対策実施計画」における基本的考え方等と整合を図りながら、本市の最上位計画である「第6次勝山市総合計画」をはじめ、「勝山市地域防災計画」や「勝山市雪害対策計画」、「勝山市総合克雪・利雪・親雪計画」、「勝山市都市計画マスタープラン」など各種関連計画における克雪対策等と連動・連携しながら、総合的かつ効果的に克雪対策を機能させていくものです。


また、「勝山市克雪に関するアンケート調査」及び市内10地区合同での「意見交換会」を実施し、市民の克雪対策に対する意識を把握するとともに、地域の実情や地域住民のニーズを踏まえた計画策定を図ります。



序－3. 上位・関連計画の整理

本計画の策定にあたり、整合あるいは連動・連携すべき上位・関連計画は以下に示すとおりです。

(1) 豪雪地帯対策基本計画（第7次）

■策定年月	令和4年12月
■計画の目的	
本計画は、特別豪雪地帯に特に配慮を払いつつ、豪雪地帯における雪害の防除に積極的に努めるとともに、交通の確保、積雪により劣っている産業等の基礎条件や生活環境の整備・改善を図り、併せて雪のもたらす各種資源の利活用や地域の特性を生かした多様な主体の参加と連携による地域づくりの推進に努めるなど、総合的な豪雪地帯対策を実施し、地域経済の発展と住民生活の向上に寄与することを目的としています。	
■基本計画の内容（居住環境の向上）	
<p>○克雪住宅の普及の促進と雪に強い居住環境の形成</p> <p>高齢化の進行等を踏まえ、屋根雪下ろしの危険と負担を軽減する既存住宅の克雪化を含めた克雪住宅の開発・普及、命綱固定アンカーの設置の促進等、地域の住宅政策の一環として行われる雪に強い居住環境の整備に向けた取組を促進するとともに、既存住宅の耐震化についても引き続き促進する。</p> <p>また、集落内でのコンパクトな集合住宅の導入も含めた様々な住まい方の検討や高齢者の安定的な住まい方の検討を地域の方々の参加を得ながら進める。</p>	
■計画の概要	
 <p>豪雪地帯対策基本計画(令和4年12月9日閣議決定) 国土交通省</p> <p>変更の主なポイント 積雪による条件不利性がもたらす課題を克服し、豪雪地帯の魅力を生かした地域振興を推進</p> <p>「基本理念」の創設</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国土強靱化を踏まえた克雪対策の充実 雪に強く安全に安心して暮らすことの出来る地域社会の実現 ○親雪・利雪の推進 雪国の自然的特性、固有の文化を生かした取組を推進 ○地域の特性を尊重 地方公共団体や地域住民の意見を施策に反映 ○豪雪地帯の理解促進 平時より全国に幅広く豪雪地帯の状況を周知 <p>重点に「除排雪の担い手の確保と除排雪体制の整備」を新設</p> <ul style="list-style-type: none"> ○冬期交通確保のための除排雪事業者の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・建設業の担い手確保 ・除雪機械の更新への配慮 ・適切な経費の計上 ○共助除排雪体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・除排雪の体制整備と安全の確保 ・交付金の交付その他の措置 <p>重点に「親雪・利雪による個性豊かな地域づくり」を新設</p> <ul style="list-style-type: none"> ○親雪を通した文化育成及び交流促進 <ul style="list-style-type: none"> ・雪国文化の形成、景観の創造・保全 ・雪国の特性を生かした交流の展開 ○利雪を通した地域の振興 <ul style="list-style-type: none"> ・雪冷熱エネルギーの利活用 ・雪の多様な利活用 <p>現行計画の構成</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 基本計画の目的 2 基本計画の性格 3 基本計画の重点 <ol style="list-style-type: none"> (1)交通、通信の確保 (2)農林業等地域産業の振興 (3)生活環境施設等の整備 (4)国土保全施設の整備及び環境保全 (5)雪氷に関する調査研究の総合的な推進 4 基本計画の内容 5 基本計画の推進 <p>計画見直しの背景</p> <ul style="list-style-type: none"> ○令和4年3月 豪雪地帯対策特別措置法改正 ○同改正法に対する附帯決議 ○近年の豪雪地帯をとりまく課題への対応 <ul style="list-style-type: none"> ・人口減少・高齢化の進行 ・年毎の降雪量の変化、集中降雪の増加等の降雪の形の変化 ・除排雪の担い手不足の危機的な状況等 	

(2) 福井県豪雪地帯対策基本計画（第三次）

■策定年月	平成 23 年 3 月
■計画の目的	本計画は、より一層の克雪対策とより積極的な利雪・親雪対策を総合的に講じていく上での基本的な方向を示し、豪雪地帯対策における「雪と共生する魅力ある地域づくり」を推進していくための指針として、豪雪地帯対策特別措置法第 6 条の規定に基づき、定めるものです。
■計画の期間	平成 23 年度から概ね 10 年間を目途とします。
■施策の基本的方向	ア 雪に強く安全な生活・産業基盤づくり ・交通、通信等の確保、高度情報化の推進、県土保全施設の整備、環境の保全等 イ 冬期における安心して快適に暮らせる環境づくり ・生活環境の整備、医療体制の整備、高齢者世帯等への支援体制の確立、消防防災体制の整備等 ウ 雪国の特性を生かした活力ある産業づくり ・雪に強い農林業の振興、商工業等の振興等 エ 雪を生かした魅力ある地域づくり ・雪の利活用の推進、地域間交流の促進、雪に関する調査研究の推進等
■重点課題	ア 雪に強く快適な生活空間の形成 イ 高齢社会に対応した雪対策の推進 ウ 利雪・親雪対策の積極的展開による産業の振興 エ 地域住民と一体となった取組み
■生活環境施設等の整備等に関する事項	○住環境の向上 〈施策の方向〉 冬期における快適で安全な生活を確保するため、降積雪に配慮した住まいづくり・まちづくりを推進し、雪に強い住環境の形成を図ります。 〈施策の概要〉 □克雪住宅の普及と雪に強い住環境の形成 ・冬期の低温対策に有効な省エネ型の住まいづくりや屋根雪処理の危険と負担を軽減する克雪住宅の普及・促進を図ります。 ・既存住宅の克雪化や耐震化を進めるとともに、高齢化に対応したバリアフリー化を促進します。 ・住宅の改修等を支援するため、公的資金の融資や補助制度について周知・広報に努めます。 ・住宅の整備等に係る計画（住宅マスタープラン）を策定する市町村を支援し、地域の特性を生かした良好な住環境の整備を促進します。

(3) 福井県雪害予防対策実施計画

■策定年月	令和3年度
■計画の目的	
<p>この計画は、福井県地域防災計画（雪害対策編）第2章第8節「『福井県雪害予防対策実施計画』の作成」に基づき、各関係機関が連携し、雪害予防に関する具体的かつ計画的な対策を樹立し、その実施を推進するとともに、県民に対して雪害予防意識の啓発を実施することにより、県民の日常生活および社会経済活動の安定に寄与することを目的としています。</p>	
■住宅対策	
1 屋根雪下ろし時における安全確保	
<p>県は、屋根雪下ろし中の転落事故等を防ぐため、安全な屋根雪下ろしの注意事項をまとめ、新聞やホームページ、動画等を通じて県民に広報するほか、降雪量に応じて屋根雪下ろしの実践講習会の実施や、屋根雪下ろし方法の動画の活用を市町に周知するなど、県民に屋根雪下ろし時の安全確保を呼びかけるものとする。</p>	
2 空家・空工場への対策	
<p>積雪により空家・空工場が倒壊など第三者に危害を加える場合もあることから、市町は、耐雪性のない空家・空工場の把握に努めるものとし、所有者等が不明な場合は、法曹関係者や裁判所の協力を得て権利関係調査を実施するものとする。</p> <p>また、県は、市町からの問合せに応じて、建築基準法に規定されている情報（構造計算の際に採用すべき垂直最深積雪量）等の提供を行うほか、積雪による倒壊など降雪期における建物の安全管理について相談窓口を開設し、相談事例を随時市町と情報共有するものとする。</p>	
■住民協力体制の確立	
2 地域が一体となった除排雪の実施	
<p>地域が一体となった円滑な除排雪を推進するためには、県民一人ひとりの協力はもとより一斉屋根雪下ろしや一斉除排雪等地域が一体となった協力が不可欠である。そこで、県および市町は、日頃から広報等による啓発活動や町内会等を通じた協力の要請に努めるほか、「一斉除雪デー」を設定するなど、除雪に対する地域ぐるみの協力体制を確立するよう努めるものとする。</p> <p>また、県は、市町に対して自主防災組織等の活用等住民の協力体制の整備を図るとともに、一斉除排雪の方法、共同除排雪対象施設、要援護世帯への支援措置等を内容とする地域が一体となって取り組む除排雪計画を策定するよう指導するものとする。</p>	
■要配慮者対策の確立	
1 要配慮者への除雪支援体制の確保	
2 除雪ボランティア活動の推進	
3 在宅の要配慮者等の支援体制の推進	

(4) 第6次勝山市総合計画

<p>■策定年月</p>	<p>令和4年4月</p>
<p>■計画の目的</p> <p>本計画は、社会経済情勢の中、市を取り巻く様々な課題に対応し、10年後のまちの姿の実現に向けた、まちづくりの指針となる計画です。</p>	
<p>■計画の期間</p> <p>令和4年度から令和13年度までの10カ年</p>	
<p>■10年後のまちの姿</p> <p>『わいわい わくわく 安全安心のまち かつやま』</p>	
<p>■雪対策に係る政策目標</p> <p>○政策目標</p> <p>「自助・共助・公助の連携がとれた地域防災力の高いまち」</p> <p>①雪などの災害に対する効果的な自助・共助・公助の仕組みを再構築し、行政と地域コミュニティとの連携強化により、災害情報の伝達強化、避難所の運営強化など地域防災力の向上に取り組みます。</p> <p>②除雪機械の配備や除雪路線の見直し等により効果的・効率的な除雪体制を充実するとともに、市民や行政、関係機関などが連携した除排雪体制を構築します。</p>	
<p>■計画の概要（広報かつやま：令和4年4月号）</p>	

(5) 勝山市国土強靱化地域計画

■策定年月	令和4年3月
■計画の目的	
<p>本計画は、基本法第13条に基づき策定する「国土強靱化地域計画」であり、本市の強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となる計画です。</p> <p>そのため、本市の最上位計画である「勝山市総合計画」との調和を図るとともに、地域防災計画をはじめとする本市の分野別計画の指針とするものです。</p>	
■計画の期間	
令和4年度から令和8年度までの5カ年	
■強靱化の目標	
<p>本計画の目標は、国の基本計画や県の地域計画との調和、第6次勝山市総合計画との調和、そして地域防災計画を踏まえ、以下の4つの「基本目標」と8つの「事前に備えるべき目標」を設定しています。</p> <p>(1) 基本目標</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 人命の保護が最大限に図られる ② 市政及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害を最小化する ④ 災害発生後の迅速な復旧・復興を可能にする <p>(2) 事前に備えるべき目標</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 直接死を最大限防ぐ ② 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する ③ 必要不可欠な行政機能は確保する ④ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する ⑤ 経済活動を機能不全に陥らせない ⑥ ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる ⑦ 制御不能な二次災害を発生させない ⑧ 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する 	
■リスクシナリオに対する主な施策と重要業績指標 (KPI)	
<p>○大雪時における道路管理体制の強化、除排雪体制の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ●消雪施設補修箇所数（取水施設） 0箇所（R2）⇒3箇所（R8） ●消雪施設の整備延長 19.1 km（R2）⇒20.1 km（R8） ●全市域の除雪機械の台数（民間含む） 127台（R2）⇒127台（R8） 	

(6) 勝山市雪害対策計画

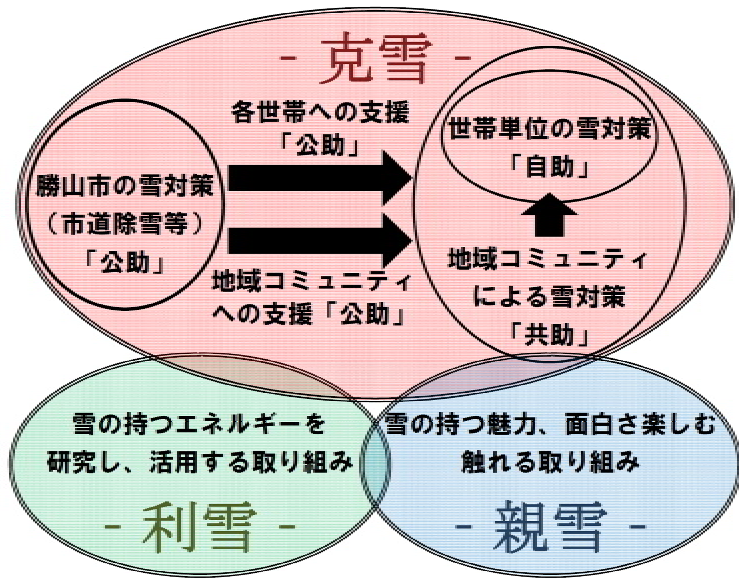
■策定年月	令和3年度
■計画の目的	本計画は、勝山市地域防災計画第2章第5節雪害予防計画に基づき、各関係機関が連携し、雪害予防に関する具体的、かつ計画的な対策を樹立し、その実施を推進するとともに、市民に対して雪害予防意識の啓発することにより、市民生活の安定に寄与することを目的としています。
■建物・施設等の保全対策	<p><民有建物施設></p> <ol style="list-style-type: none">1. 市民が所有する建物、施設については、その所有者が自らの責任において除雪する。 市は、住宅屋根融雪補助制度により、雪に強い町づくりを図り、積雪量等を考慮し、早めの屋根雪下ろしを実施するよう市民に広報する。2. 空家等について、市は所有者あるいは管理者の把握に努めると共に家屋の状況を適宜確認する。 所有者あるいは管理人は責任を持って除雪し、市は、それらの倒壊等により市民の生命、身体、財産に危害を及ぼすことのないよう管理指導をする。なお、積雪により第三者に危害を加える恐れのある空家等については、災害対策基本法の規定に該当する場合において、危険物除去等の応急措置に努めるものとする。3. 屋根雪が、道路や水路に直接滑り落ちないように措置を講ずる。
■要配慮者対策の確立	<ol style="list-style-type: none">1. 高齢者、障害者等に配慮した対策の推進 積雪時には高齢者、障害者等の要配慮者は、特に大きな影響を受けやすいことから、高齢者、障害者等が利用する施設の優先的除雪、避難路の確保等要配慮者に配慮した対応を図るものとする。2. 在宅の要配慮者の支援体制の推進 屋根雪下ろし作業員を必要とする高齢者世帯等を、事前に把握し、迅速な対応が図れるよう努めるものとする。 また、降積雪時に長期にわたって援助が必要となる在宅の要配慮者に対しては、定期的な訪問等を行うとともに、地域が一体となった支援体制の推進を図るものとし、要配慮者について、福祉関係団体や自治会等と連絡を密にし、安否確認等の体制の構築を図る。 さらに、要配慮者やその家族に対しては、普段から雪害に関する基礎的知識や降積雪時にとるべき行動等の理解を深めるため、防災上必要な知識の普及啓発に努めるものとする。
■「住民の協力体制づくり」の推進	<ol style="list-style-type: none">1. 住民コミュニティの回復 雪害予防対策、応急対策の実施の円滑化、効率化を図るためには、町内会等を基盤とする住民コミュニティの回復の施策に努めるとともに、自主防災組織の育成強化を図る。2. 地域ぐるみ除排雪活動、ボランティア活動の推進 以下について、市民の直接参加により地域ぐるみ除排雪の体制整備を図る。<ol style="list-style-type: none">(1) 生活道路の除雪活動を推進する。(2) ひとり暮らし高齢者世帯、障害者世帯等で自力での除雪が困難な世帯への協力を推進する。(3) 市において、降雪時前から除雪作業員を募集、登録することで、雪下ろしの困難な世帯への支援体制を確立する。

(7) 勝山市都市計画マスタープラン

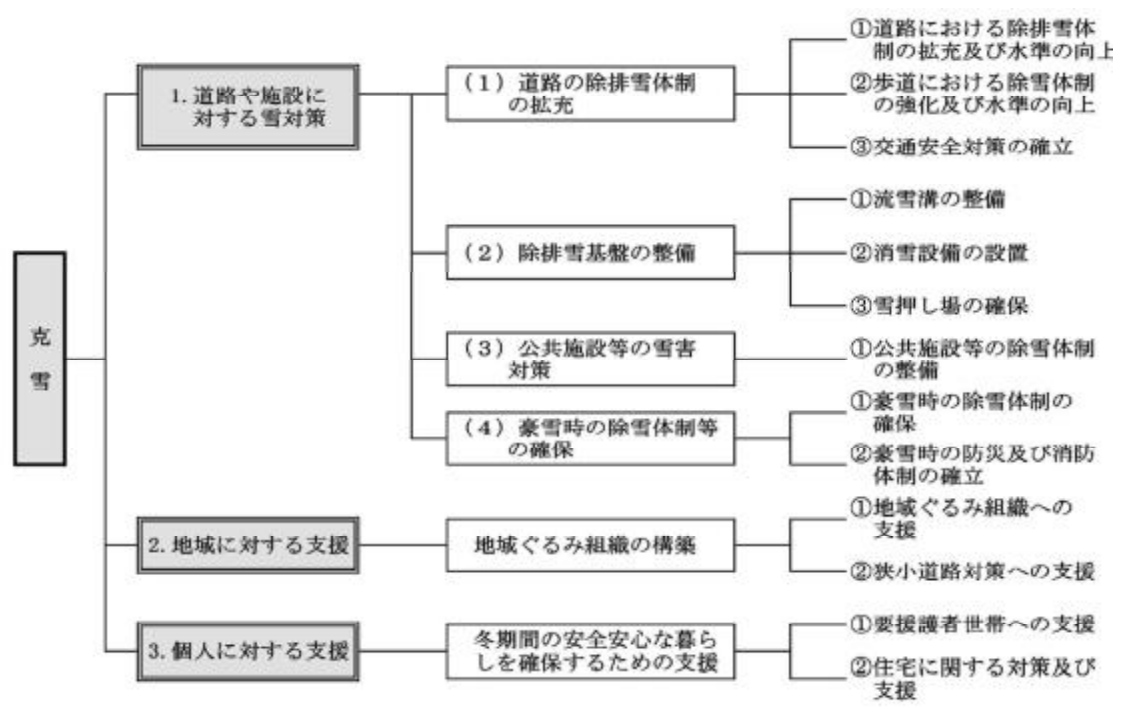
■策定年月	令和4年6月
■計画の目的	本計画は、人口減少や若者世代の流出、高齢化の進展など厳しい社会情勢にある中でも、勝山市の特長を生かし、これまで以上に安全に住み続けられる地域づくりや活力のある持続可能なまちづくりを、より効果的・効率的に目指すことを目的として策定されました。
■計画の期間	概ね20年後の長期的展望を見据えた中で、概ね10年後の令和13年度
■基本方針	基本方針1：地域資源を生かした魅力あるまちづくり 基本方針2：持続可能な都市構造の形成と活力あるまちづくり 基本方針3：効率的で人にやさしい都市基盤の整備による安心して暮らせるまちづくり 基本方針4：市民と行政が育む協働のまちづくり
■防災まちづくりの方針	○豪雪対策 勝山市では、民間への委託も含め237.9km（令和3年（2021年）度実績）で機械除雪を行っているほか、狭小路線や水源が確保できる路線など19.2kmで消雪施設を整備していますが、短時間に降り積もる大雪に対しては除雪作業が追い付かず、市民の日常生活や事業活動への影響も生じています。 また、高齢化の進展に伴い、屋根雪下し等を含めた除雪作業員の不足、老朽危険空き家の倒壊などの課題も生じており、雪と共生する勝山市として豪雪対策の強化が必要です。 ○雪に強いまちづくり 特別豪雪地帯である勝山市にとって雪対策は必須であり、ハード・ソフトの両面での対策の強化や地域ぐるみによる除雪活動の推進など、市民、事業者、行政の協働とともに、関係機関とも連携しながら取り組んでいきます。 【取組方策の例】 <ul style="list-style-type: none">・民間との連携による機械除雪の迅速化、除雪業者の担い手育成・ICT技術を利用した除雪作業のスマート化・消雪施設の適切な維持管理・更新・流雪溝の適正管理・狭小道路や高齢者住宅への除雪作業体制の確保・市街地内の公園や空き地等を利用した雪押し場の確保・克雪住宅の普及促進・老朽危険空き家の対策（除却等）・地域ぐるみ雪下ろし支援事業による高齢世帯等への除雪・地域コミュニティによる除雪や屋根雪下し等

(8) 勝山市総合克雪・利雪・親雪計画

■策定年月	平成26年3月
■計画の目的	本計画は、行政が自ら実施する克雪対策、行政による地域コミュニティや各世帯に対する支援策を明確にするものです。 合わせて、行政による利雪及び親雪の取り組みについてあきらかにするものです。
■計画の期間	令和4年度
■計画の構成	



■克雪実施計画における施策の体系



(9) 令和三年豪雪の対応と今後の対策

<p>■策定年月</p>	<p>令和3年10月</p>		
<p>■計画の目的</p>			
<p>本計画は、令和3年1月に発生した豪雪災害について、その経緯、発生状況、対応状況等を整理するとともに、それらを踏まえた今後の雪対策について特に克雪の視点での各種施策を体系的にまとめたものです。</p>			
<p>■施策の体系</p>			
<p>■施策の主な具体的取り組み</p>			
<ul style="list-style-type: none"> ○効率的な除排雪体制の確保 ○燃料等の確保 ○中型、大型除雪機等の導入 ○勝山市除雪活動費助成金の拡充 ○流雪計画の周知 ○融雪設備の導入（鹿谷小学校） ○除雪作業員登録者の確保 ○不在家屋への対策 ○勝山市地域ぐるみ雪下ろし支援事業の拡充 ○勝山市職員による屋根雪下ろし活動の新設 ○要配慮者の安全確保のための活動 			

第1章. 雪対策の現状等

1-1. 勝山市の概況

(1) 自然的条件

1) 位置、地勢

勝山市は、福井県の東北部に位置し、市の中心は福井市の東方約28キロメートルの地点にあり、東南は大野市に、西南は福井市、北西に坂井市、吉田郡永平寺町、北は石川県に隣接しています。

面積は253.88平方キロメートルで、長さは東西に23.3キロメートル、南北に17.0キロメートルです。

また、市の周辺は1,000メートル級の山々に囲まれ、中心部は県下最大の河川である九頭竜川の中流域に位置しています。

市街地は九頭竜川の流れて形成された河岸段丘に位置し、明治以来の地場産業である繊維産業を基幹産業とした商工業と、古くから農林業が盛んな水と緑の豊かな田園都市です。

昭和63年（1988）には小型肉食恐竜の歯が発見されたのを皮切りに、学術的に貴重な恐竜化石が数多く発見され、また、火山や火山活動の痕跡など、地質・地形遺産があり、勝山市全域をエリアとして、「恐竜、恐竜化石」をメインテーマに掲げた「恐竜渓谷ふくい勝山ジオパーク」に認定されています。



図. 勝山市の位置

[出典：勝山市ホームページ]

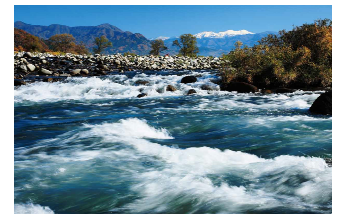


写真. 勝山市の景観・資源

[出典：市勢要覧]

2) 気象

勝山市の2021年における気象状況（気温、降水量）を見ると、夏期の平均日最高気温は8月に30.4℃、冬期の平均日最低気温は1月に-1.6℃となっています。

平均日平均気温で見ると夏期は25℃程度、冬期は3℃程度と、夏期は比較的過ごしやすい気候と言えます。

合計降水量は7、8月の夏期に多くなっていますが、1月、12月の降水量も他の月に比べて夏期と同程度の値を示しており、冬期における降雪が大きく影響していることが分かります。

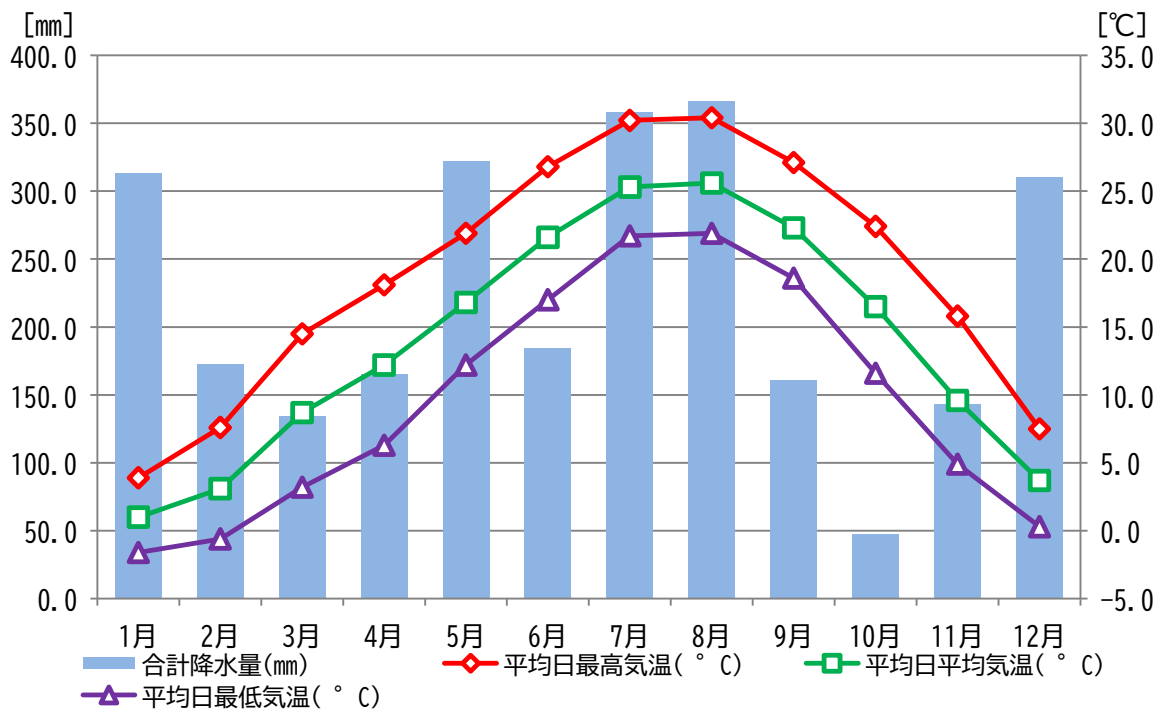


図. 勝山市の気象（2021年）

表. 勝山市の気象（2021年）

月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平均日最高気温 (°C)	3.9	7.6	14.5	18.1	21.9	26.8	30.2	30.4	27.1	22.4	15.8	7.5
平均日平均気温 (°C)	1.0	3.1	8.7	12.2	16.8	21.6	25.3	25.6	22.3	16.5	9.6	3.7
平均日最低気温 (°C)	-1.6	-0.6	3.2	6.3	12.2	17.0	21.7	21.9	18.6	11.6	4.9	0.3
合計降水量 (mm)	313.5	172.5	134.5	165.5	322.0	184.5	358.0	366.0	161.0	48.0	143.5	310.5

[出典：気象庁]